

## 定 期 監 査 結 果

地方自治法第199条第4項の規定による監査として、普通会計（教育予算を除く。）1機関、公営企業会計2機関の合計3機関に係る令和6年度及び令和7年度会計分について実施した。

### I 監査の対象事務及び主眼

#### 1 普通会計

予算執行の効率性及び経済性の観点から予算の執行・収入・支出及び契約等の事務並びに現金・有価証券の出納及び財産の運用管理は適正に行われているかを主眼とした。

#### 2 公営企業会計

経営に係る事業全般に関し、予算の編成及び執行が適正かつ効率的に行われているか並びに適正かつ効率的に管理運営されているかを主眼とした。

#### 3 指定事務事業

東庄町進行管理要綱（昭和47年訓令第1号）第2条第1号に規定する令和7年度指定事務事業について、業者選定及び契約事務等その執行管理が適正に行われているかを主眼とした。

### II 監査結果の概要

#### 1 指摘事項（法令等に違反し、行政効果の少ないもの）

指摘すべき事項は、認められなかった。

#### 2 注意事項（指摘事項以外で、適正を欠くもの）

注意すべき事項は、認められなかった。

#### 3 指導事項（指摘・注意事項以外で、内容の軽微なもの）

指導すべき事項は、認められなかった。

#### 4 評価事項（要望を含む監査委員の所見）

個別の監査結果に記載

### III 個別の監査結果

#### 1 まちづくり課

No	監査対象指定事務事業	監査実施年月日	監 査 結 果
1	東庄ふれあいセンター維持補修工事	令和8年1月20日	おおむね適正と認められた。

##### (1) 評価事項

業者選定（入札）及び契約事務並びに支払い事務ともに、法令に準拠し、計数的にも適正なものと認められた。

令和6年度繰越事業である東庄ふれあいセンター維持補修工事については、工事開始後に当初見込みより修繕箇所が多くなったことにより契約額

の増額及び工期変更がみられたが、工事は予算の範囲内で完了できた。

東庄ふれあいセンターは、利活用の余地がある施設とみられるので、修繕を機に町内外に周知を図り、更なる施設利用や広い敷地を活用した賑わいの場の提供等により、利用料の拡大と施設維持費の削減に努められたい。

No	監査対象指定事業	監査実施年月日	監査結果
2	町道 0104 号線道路改良工事 (石出地先)	令和8年1月20日	おおむね適正と認められた。

(1) 評価事項

業者選定（入札）及び契約事務並びに支払い事務ともに、法令に準拠し、計数的にも適正なものと認められた。

町道 0 1 0 4 号線道路改良工事（石出地先）については、公的施設に繋がる利用度の高い道路の大規模改良である。長期間の工事が見込まれるが安全管理には十分に配慮し、堅実な工事を進められたい。

## 2 水道事業

No	監査対象指定事務事業	監査実施年月日	監査結果
1	令和6年度事業全般	令和7年7月22日	おおむね適正と認められた。

(1) 評価事項

黒字経営ではあるが、自然災害や施設老朽化による突発的な修繕や工事の可能性も踏まえ緊急時に備えた体制を想定し、飲料水の安定供給と健全運営の持続に努められたい。併せて長期的な水道管更新計画の策定についても検討されたい。

## 3 東庄病院事業

No	監査対象指定事務事業	監査実施年月日	監査結果
1	令和6年度事業全般	令和7年7月22日	おおむね適正と認められた。

(1) 評価事項

物価高騰、光熱水費や人件費の増額により操出金の増額が見られる中、人口減少による外来患者数の減少で、コロナ禍後も引き続き厳しい経営を迫られている。老朽化した施設については、施設の延命と事業継続を考慮しつつ、段階的に修繕を行っていることを評価したい。今後は、大規模改修等の長期計画を立て、引き続き健全運営に臨まれたい。

令和8年3月25日

東庄町監査委員 平山 茂  
東庄町監査委員 鈴木 正昭

## 定 期 監 査 結 果

地方自治法第199条第4項の規定による監査として、普通会計における教育関係予算に係るこども園1機関、小学校1機関、中学校1機関及び教育課の合計4機関に係る令和6年度及び令和7年度会計分について実施した。

### I 監査の対象事務及び主眼

#### 1 こども園、小学校及び中学校

予算執行の効率性及び経済性の観点から予算の執行・収入・支出及び購入備品の管理は適正に行われているかを主眼とした。

#### 2 教育課

東庄町進行管理要綱(昭和47年訓令第1号)第2条第1号に規定する令和7年度指定事務事業等について、業者選定及び契約事務等その執行管理が適正に行われているかを主眼とした。

### II 監査結果の概要

#### 1 指摘事項(法令等に違反し、行政効果の少ないもの)

指摘すべき事項は、認められなかった。

#### 2 注意事項(指摘事項以外で、適正を欠くもの)

注意すべき事項は、認められなかった。

#### 3 指導事項(指摘・注意事項以外で、内容の軽微なもの)

指導すべき事項は、認められなかった。

#### 4 評価事項(要望を含む監査委員の所見)

個別の監査結果に記載

### III 個別の監査結果

#### 1 教育課

No	監査対象	監査実施年月日	監 査 結 果
1	小学校屋内運動場空調設備 設置工事 (指定事務事業)	令和8年2月20日	おおむね適正と認められた。

##### (1) 評価事項

業者選定(入札)及び契約事務並びに支払い事務ともに、法令に準拠し、計数的にも適正なものとして認められた。

児童・職員及び施設利用者の熱中症対策、避難所としての機能強化も考慮したエアコン設置については、利用状況や安全面に配慮がなされており、予算に基づき実施されたことを評価したい。児童・職員が安心して活動し充実した学校生活を送れるよう、設置後も定期的に点検を行うとともに、維持経費を考慮し適正利用を心掛けられたい。

## 2 こども園

No	監査対象	監査実施年月日	監査結果
1	備品管理（令和6年度分）	令和8年2月20日	おおむね適正と認められた。

### (1) 評価事項

子ども達が安心して集団生活が送れるよう、定期的な施設修繕や適正な備品購入が行われている。今後も健康で安全に過ごせるこども園の環境整備に努めるとともに、園児の育ちを支える管理運営を望むものである。

## 3 東庄小学校

No	監査対象	監査実施年月日	監査結果
1	備品管理（令和6年度分）	令和8年2月20日	おおむね適正と認められた。

### (1) 評価事項

児童の学校生活の安全安心を重視し、施設の修繕が適正に行えていることを評価したい。今後、大規模な工事や改良が必要な部分については、工事期間に係る児童の安全管理に十分配慮し、必要に応じ実施計画等や予算について町と協議されたい。備品教材については適正購入されており、今後も教材を有効的に活用した学びの充実を図られたい。

## 4 東庄中学校

No	監査対象	監査実施年月日	監査結果
1	備品管理（令和6年度分）	令和8年2月20日	おおむね適正と認められた。

### (1) 評価事項

生徒の安全を考慮しながら、経年劣化がみられる施設の修繕が行われている。今後も順次改修が必要な部分があると思われるので、学校活動と並行しての施設維持補修について、安全管理に十分配慮し実施されたい。備品については、限りある予算を有効活用し整備されている。引き続き生徒の確かな学力と健やかな体の育成に向けた学校運営を期待する。

令和8年3月25日

東庄町監査委員 平山 茂  
東庄町監査委員 鈴木 正昭